

第5章 普及啓発及び調査

第1節 自然保護の普及啓発

1 自然保護推進員

自然環境の保護と創出を十分に図るためには、県民一人ひとりが保護と創出の精神を身につけ、推進していくことが何よりも大切です。

このような考えのもとに、昭和47年9月に「自然保護推進員設置要綱」を定め、県内に居住し、自然保護について理解と熱意を有する15才以上の者が、自然保護推進員として本県の自然保護推進の核となって、自然環境の保護と創出を推し進めています。さらにこの制度の積極的な推進を図るため、昭和48年3月に制定した「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」に盛り込みました。

現在、第13期の自然保護推進員がそれぞれの地域で活動しています。

自然保護推進員の役割として、次に掲げることを期待しています。

自然に対するプリザーバー（保護を推進する人）として、自然のよき理解者となる。

自然に関するカウンセラー（相談を受ける人）として、自然保護に関し、地域住民のよき相談相手となる。

自然についてのアドバイザー（助言する人）として、かくれているすぐれた自然の発見、紹介、自然の保護、創出等について助言する。

自然保護推進員がこれらの役割を十分果たせるよう、自然保護に関する正しい情報を提供するために、平成10年度より従来の環境情報に加えて、新たに自然保護に関する情報を盛り込んだ環境情報誌「環境ひむか」を作成し、自然保護推進員に配付することで、自然保護思想の普及啓発に努めています。

「環境ひむか」の内容（自然保護に関して）

発行月	発行号	内 容
4月	44号	渓流に住む魚たち 自然保護推進員インタビュー
6月	45号	巨樹・巨木 自然保護推進員インタビュー
9月	46号	黄色い侵入者セイタカアワダチソウ 自然保護推進員インタビュー
12月	47号	宮崎にやってくる渡り鳥たち 自然保護推進員インタビュー

2 緑化運動の推進

(1) 県民緑化推進運動

平成13年県民緑化推進運動は、「あなたです 緑と野鳥^{ことり}の育て親」をテーマに、13年3月1日から13年5月31日までを「県民緑化推進運動強調期間」と定め、みどり豊かな住みよい郷土づくりを目指し、県民参加の植樹行事、緑の募金運動等を展開しました。

街頭キャンペーンの実施

県民緑化推進運動強調期間の開始に当たって2月28日に、宮崎市山形屋デパート前において、実のなる苗木 500本の配布及び緑の募金活動を行いました。

緑の募金運動

県緑化推進機構、各地区・市町村みどり推進会議、みどりの少年団、協賛・支援団体等関係機関の協力のもとに、普及啓発活動と併せて緑の募金活動を行い、4,494万円の実績がありました。

宮崎県の「みどりの日」記念行事

「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」で定められた「みどりの日」（4月8日）に、宮崎駅前で見のなる苗木 500本を配布し、自然保護意識の街頭啓発を行いました。

県民参加による森林づくりの推進

森林の持つ公益的機能やみどりの重要性について、県民への一層の理解を深めるため、ボランティアによる下刈、除間伐、枝打ち等の森林整備や苗木の養成など、県民参加による森林づくりを進めました。

緑化功労者表彰等

県民の緑化意識の向上を図り、みどり豊かな生活環境づくりに資するため、緑化功労者及び学校環境緑化優秀校の表彰を行いました。

「植木市と樹木医による緑化相談」の開催

4月23日から24日にかけて、県庁前楠並木通りにおいて、春の植木市を開催するとともに、樹木医による緑化相談を開設し、家庭緑化の普及と緑化意識の高揚に努めました。

(2) みどりの少年団の育成

緑と親しみ、緑を愛し、守り育てる活動を通じて、自然を愛し、人を愛し自らの社会を愛する心豊かな少年少女を育てるため、みどりの少年団に対してそれぞれ活動費を補助するとともに、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森において、7月21日から22日にかけて、各団の指導者及び少年団員を対象にした総合研修を実施しました。

なお、宮崎県みどりの少年団結成状況は、表4-5-1のとおりです。

表4-5-1 宮崎県みどりの少年団結成状況

(平成14年3月末日現在)

地域名	市町村名	団名	中心母体	認定年度	結成年月日	団員数
西臼杵	五ヶ瀬町	三ヶ所みどりの少年団	三ヶ所小学校	S 50	S 50. 4. 21	21
	高千穂町	高千穂 "	高千穂 "	S 49	S 50. 1. 11	12
	日之影町	八戸小 "	八戸 "	H 5	H 5. 8. 8	44
東臼杵	延岡市	川島小みどりの少年団	川島小学校	S 50	S 50. 8. 12	7
	"	港小 "	港 "	S 59	S 59. 9. 27	20
	"	東海東小 "	東海東 "	H 6	H 6. 5. 24	21
	日向市	大王谷小 "	大王谷 "	S 53	S 53. 3. 29	11
	"	幸脇小 "	幸脇 "	S 58	S 58. 7. 21	28
	東郷町	福瀬小 "	福瀬 "	H 5	H 6. 3. 9	16
	西北郷村	田代小 "	田代 "	H 4	H 4. 10. 31	22
	"	城小 "	城 "	H 10	H 9. 12. 1	28
	"	上鹿川小 "	上鹿川 "	H 10	H 10. 1. 28	10
	"	三桧小 "	三桧 "	H 10	H 9. 12. 20	23
	"	美々地小 "	美々地 "	H 10	H 9. 12. 1	16
	"	北方小 "	北方 "	H 11	H 10. 5. 1	73
	"	北方中 "	北方中 "	H 11	H 10. 5. 1	59
	"	下鹿川小 "	下鹿川小 "	H 11	H 10. 4. 1	3
諸塚村	諸塚小 "	諸塚 "	H 元	H 元. 9. 22	34	
椎葉村	尾向小 "	尾向 "	H 2	H 2. 7. 19	21	
南郷村	神門小 "	神門 "	H 4	H 4. 7. 10	45	
児湯	木城町	石河内みどりの少年団	石河内小学校	S 51	S 51. 7. 21	13
	都農町	都農小 "	都農 "	S 53	S 53. 5. 11	10
	西米良村	村所小 "	村所 "	H 元	H 元. 4. 1	60
	西都市	穂北小 "	穂北 "	H 4	H 4. 10. 1	47
	"	茶臼原小 "	茶臼原 "	S 59	S 59. 7. 28	30
中部	宮崎市	東大宮小みどりの少年団	東大宮小学校	S 52	S 52. 10. 19	33
	"	木花小 "	木花 "	S 60	S 60. 2. 17	12
	"	鏡洲小 "	鏡洲 "	H 3	H 3. 5. 1	38
	"	学園木花台小 "	学園木花台 "	H 6	H 6. 11. 1	15
	高岡町	高岡中 "	高岡中 "	S 50	S 50. 6. 9	28
	"	高岡小 "	高岡小 "	H 7	H 8. 3. 12	16
	"	穆佐小 "	穆佐 "	H 7	H 8. 3. 25	17
	綾町	上畑小 "	地域 "	S 51	S 51. 8. 10	20
	"	北麓小 "	地域 "	H 5	H 5. 7. 1	18
	国富町	深年小 "	深年小 "	H 7	H 8. 2. 1	19
	清武町	清武小 "	清武 "	S 60	S 60. 8. 17	22
	"	加納小 "	加納 "	H 4	H 4. 2. 20	31
	"	大久保小 "	大久保 "	H 9	H 9. 5. 30	14
田野町	皆夢小 "	七野 "	S 60	S 60. 9. 7	88	
佐土原町	那珂子小 "	那珂 "	H 8	H 9. 2. 1	40	
西諸県	小林市	加神みどりの少年団	加神子供会	S 50	S 50. 8. 28	12
	"	幸ヶ丘小 "	幸ヶ丘小学校	S 60	S 61. 1. 17	27
	高原町	狭野小 "	狭野 "	S 58	S 58. 7. 11	32
	"	後川内小 "	後川内 "	S 60	S 60. 7. 16	21
	えびの市	きりしま小 "	麓子供育成会	S 59	S 60. 2. 2	3
	"	西郷小 "	地域 "	S 60	S 60. 6. 1	29
	須木村	鳥田町中 "	鳥田町小学校	S 60	S 60. 5. 18	33
野尻町	紙屋中 "	紙屋中学校	S 60	S 60. 9. 22	44	
北諸県	高崎町	笛水みどりの少年団	笛水中学校	S 50	S 50. 9. 20	10
	三股町	勝岡小 "	勝岡小 "	S 52	S 52. 7. 29	33
	山田町	山田小 "	山田 "	S 51	S 51. 6. 29	28
	都城市	沖水小 "	沖水 "	S 60	S 58. 7. 25	9
	"	大川小 "	大王 "	S 63	S 63. 4. 1	20
	"	王東小 "	王東 "	H 9	H 9. 11. 20	16
	高山町	四家小 "	四家 "	S 60	S 60. 7. 1	10
	山之口町	麓小 "	地域 "	H 4	H 4. 5. 1	18
南那珂	南郷町	榎原みどりの少年団	下溝子供会	S 52	S 52. 1. 18	22
	日南市	酒谷小 "	酒谷小学校	S 52	S 52. 1. 20	25
	"	吉野方小 "	吉野方 "	S 60	S 60. 7. 19	10
	"	所小 "	地域 "	S 63	S 63. 11. 27	21
	"	大窪小 "	大窪小 "	H 3	H 3. 4. 1	11
	北郷町	大郷小 "	大地域 "	S 58	S 58. 10. 1	20
串間市	都井小 "	都井小 "	S 51	S 50. 11. 1	25	
合計		63 団				1,553

第2節 野生動植物調査

「自然環境保全法」や「宮崎県の自然環境の保護と創出に関する条例」に基づき、自然環境の現況を把握するとともに、その解析を行い、自然環境の保全施策を推進するための基礎資料を得ることを目的として調査を実施しています。

1 自然環境保全基礎調査

環境省では、自然環境保全法の制定に伴い、昭和48年度から自然環境保全基礎調査を都道府県委託事業等として実施しています。この調査は、一般に「緑の国勢調査」といわれ、おおむね5年ごとに自然環境の現況や改変状況を把握し、自然環境の保全を進めるための基礎資料を整備することを目的としています。

平成13年度は、平成12年度に引き続き哺乳類（キツネ・タヌキ・アナグマ等）についての分布概況及びそれに関する資料を把握するための調査を実施しました。

表4-5-2 自然環境保全基礎調査

	調査年度	調査内容等
第1回	48	植生調査
第2回	53	植生調査、特定植物群落調査
	54	海岸調査、海域生物調査、海域環境調査 動物分布調査、陸水域関係調査
第3回	58	植生調査
	59	動植物分布調査、植生調査、海岸調査
	60	植生調査、特定植物群落調査、河川調査、湖沼調査
	61	植生調査、特定植物群落調査、自然景観資源調査
	62	自然景観資源調査
第4回	63	巨樹・巨木林調査
	元年	海域生物環境調査
	2	海域生物環境調査、動植物分布調査
	3	湖沼調査、動植物分布調査
	4	植生調査、河川調査
第5回	5	湿地調査、動植物分布調査、海岸調査
	6	生物多様性調査（種の多様性調査）
	7	生物多様性調査（種の多様性調査）
	8	生物多様性調査（種の多様性調査）、海辺調査
	9	生物多様性調査（種の多様性調査）、植生調査、特定植物群落調査
	10	生物多様性調査（種の多様性調査）、特定植物群落調査 河川調査、海棲動物調査（ウミガメ生息調査）
	11	生物多様性調査（種の多様性調査）
第6回	12	生物多様性調査（種の多様性調査）哺乳類分布調査
	13	生物多様性調査（種の多様性調査）哺乳類分布調査

2 野生鳥獣生息調査

野生鳥獣の適正な保護と増殖を図るとともに、生息環境を保全するための基礎資料として、昭和47年度から生息分布調査を実施しています。

表4 - 5 - 3 野生鳥獣とその生息分布調査

調査年度	調査内容等
昭和62年度	市町村別野生鳥獣生息分布調査（ブッポウソウ、イノシシ、シカ）
昭和63年度	指定鳥獣等保護調査（門川町）（カンムリウミスズメ、カラスバト） 野猿生息調査
平成2年度	野生鳥獣生息分布調査（イノシシ、オスジカ、ヒバリ、等15種）
平成3年度	野生鳥獣生息分布調査（メジロ、ウグイス、ニホンキジ等15種）
平成4年度	野生鳥獣生息分布調査（ホオジロ、キジバト、ノウサギ等15種）
平成5年度	野生鳥獣生息分布調査（コジュケイ、ウズラ、ゴイサギ等15種）
平成6年度	野生鳥獣生息分布調査（メジロ、アカヤマドリ、ノウサギ等15種）
平成7年度	野生鳥獣生息分布調査（イノシシ、シカ、タヌキ等5種）
平成8年度	野生鳥獣生息分布調査（猛禽類、コシジロヤマドリ等10種）
平成9年度	野生鳥獣生息分布調査（コアジサシ、フクロウ、カラスバト等16種）
平成10年度	野生鳥獣生息分布調査（キツネ、タヌキ、イタチ、テン等8種）
平成11年度	野生鳥獣生息分布調査（イヌワシ生息調査）
平成12年度	野生鳥獣生息分布調査（イヌワシ生息調査）
平成13年度	野生鳥獣生息分布調査（イヌワシ生息調査）